

第1章 基本的な考え方

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作为を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されてきました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が主張されるようになりました。例えば、健康で安全、快適な環境で生活することを求める権利としての「環境権」や、私的生活の平穩を確保し、自己に関する情報を自らコントロールする権利としての「プライバシーの権利」、他者の干渉・介入を受けずに個人の人格にかかわる事項を自分自身で決定できる「自己決定権」などがこれにあたります。

この基本方針は、これらの「新しい人権」も視野に入れた「人権」を対象とします。

1 基本方針改訂の経緯

本県では、平成8（1996）年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、社会情勢の変化等を踏まえ、平成16（2004）年、平成22（2010）年、平成28（2016）年とこれまでに3度の基本方針の改訂を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて様々な取組を総合的に進めてきました。

令和2（2020）年5月に実施した「鳥取県人権意識調査」結果によると、インターネット、ハンセン病、障がい者などの人権問題の認識は比較的高く、性的マイノリティに関しても理解が進んできたことが明らかになりました。しかし、一方で女性や子ども、高齢者、外国人の人権についての認識が不足しており、より一層の対応が求められる分野も明らかになりました。

こうした中、令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に見舞われ、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しインターネット等への書き込み等も多数見られました。

令和2（2020）年8月に施行した「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（時限条例）に新型コロナウイルス感染症に関することを理由にした差別を禁止する人権条項を設けました。

さらに、新型コロナウイルス感染症に限らず全ての人権問題にかかる差別や誹謗中傷等を防止する取組を一層促進するため、令和3（2021）年4月、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行しました。改正後の条例では、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為（インターネットを通じて行う行為を含む）を禁止しています。

この度、このような状況を踏まえ鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント（※）等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第4次改訂を行いました。

※公的な機関が法令等を制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。

2 人権をめぐる社会の動き

（1）国際的な動向

- ・昭和23（1948）年、第3回国際連合（以下「国連」という。）総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。
- ・その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。
- ・この世界人権宣言の精神を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの条約や規約等が採択されました。
- ・特に、昭和41（1966）年につくられた「国際人権規約」は「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」からなり世界人権宣言と合わせた「国際人権憲章」としてビジネスに関しても「国際的に認められた人権」として援用されています。
- ・人権教育・啓発については、平成6（1994）年の第49回国連総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。
- ・さらに、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」がスタートし、5年ごとに「段階（フェーズ）」を区切り、重点領域を据えて進められてきました。
- ・令和元年（2020）年からの第4段階では重点対象を若者とし、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点が置かれています。
- ・平成23（2011）年、第17回国連人権理事会において、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。
- ・平成27（2015）年に国際サミットにおいて全会一致でSDGsが採択されました。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴールと169のターゲットを定めています。SDGsに掲げられた目標は貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、中でも人権分野はSDGsのゴールの多くに関連しています。

(2) 国内の動向

- ・昭和21（1946）年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。
- ・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。
- ・昭和40（1965）年、同和対策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ・このような同和問題の解決に向けた取組に続いて、「男女共同参画社会基本法」、「障害者基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢社会対策基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などの法律が整備され、様々な人権に関する施策が進められてきました。
- ・平成8（1996）年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。
- ・人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9（1997）年、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。
- ・この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題への対応が示されました。
- ・人権擁護施策の推進については「人権擁護施策推進法」が平成9（1997）年3月から5年間の時限立法として施行されました。
- ・その後、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。
- ・この基本計画に基づき調査研究会議を設置し、平成16（2004）年に「人権教育の指導方法等の在り方」、平成18年に「指導方法等の工夫改善策などの理論的指針」、平成20（2008）年に「具体的な実践事例等の資料」を取りまとめて公表しました。

- ・さらに、「犯罪被害者等基本法」、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、人権に関わる法律が施行され、いまだに残る差別を解消するため、平成28（2016）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が相次いで施行されました。
- ・令和2（2020）年、国は国連人権理事会で支持された指導原則の着実な履行を目指すため、SDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権に関する行動計画（2020－2025）」を策定しました。この行動計画を通じ、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上を図ることとしました。
- ・令和3（2021）年に金融庁と東京証券取引所は上場企業の行動指針を定めるコーポレートガバナンス・コード（企業統治原則）を改定し、人権問題については「積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき」としました。
- ・令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に見舞われ、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しました。
- ・令和3（2021）年「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症等による偏見・差別の防止について国や地方公共団体の責務規定が新たに設けられました。

（3）県内の動向

- ・昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。
- ・そのような状況の中で、県内のすべての市町村において、平成5（1993）年から平成7（1995）年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。
- ・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、平成8（1996）年に本県は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。
- ・平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」（現在は公益社団法人）が、県内の人権に関する啓発・相談・研究等を行う中核機関として設立されました。
- ・平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を設置しました。
- ・人権教育・啓発については、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職

場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。

- その後、平成16（2004）年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第1次改訂」に基づいて、「鳥取県人権教育基本方針」を策定（平成16（2004）年11月）し同和教育で培われてきた原則を基底に位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進してきました。
- 平成17（2005）年10月に人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」（以下「人権救済条例」という。）が議員提案で成立しましたが、「人権侵害の定義が不十分」等多くの意見が寄せられたことを踏まえ、条例を抜本的に見直すこととし、平成18（2006）年2月定例県議会で条例の施行停止を提案し、可決されました。
- その後、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。
- 新型コロナウイルス感染症の克服に向け令和2（2020）年8月に施行した「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（時限条例）に新型コロナウイルス感染症に関することを理由にした差別を禁止する人権条項を設けました。
- その後、令和3（2021）年4月に、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為（インターネットを通じて行う行為を含む）を禁止する「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

3 人権尊重の基本理念

こうした社会情勢等を踏まえ、日本国憲法の精神のもとに「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

（1）一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

（2）人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、人権侵害、差別意識などは未だ解消されていないことがうかがえます。

人の心理面における差別（いわゆる差別意識）、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱い等の差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を深め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、各人が自己的人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

県では、SDGsの理念「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を踏まえ、グローバル化やデジタル化の進展に伴う新たな人権課題を解決し、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指します。

4 基本方針の位置付け

この基本方針は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第6条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針であり、県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定及び各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

なお、この基本方針はおおむね5年後の令和8（2026）年を目途に見直しを行います。